

2016年（平成28年）2月15日

---

---

放送人権委員会決定 第58号  
「ストーリーカー事件再現ドラマへの申立て」  
— 勸告 —

---

---

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

## 「ストーカー事件再現ドラマへの申立て」に関する 委員会決定 — 勸告 —

申立人 食品工場契約社員 A氏  
被申立人 株式会社フジテレビジョン  
苦情の対象となった番組

『ニュースな晚餐会』（日曜日 午後7時58分～8時54分）  
放送日時 2015年3月8日（日）  
午後7時58分から約27分間

【決定の概要】	2 ページ
【本決定の構成】	
I 事案の内容と経緯	3 ページ
1. 本件放送内容と申立てに至る経緯	
2. 論点	
II 委員会の判断	5 ページ
1. 本件放送と現実の事件の関係	
2. 本件放送の登場人物と申立人の同定可能性	
(1) 本件放送内容と申立人の同定可能性	
(2) フジテレビの反論について	
3. 本件放送の内容と申立人の名誉の毀損	
4. 本件放送の公共性・公益性	
5. 申立人に関する放送内容の真実性	
6. 申立人に関する事実を真実と信じたことの相当性	
7. 小括	
8. 放送倫理上の問題	
III 結論	14 ページ
補足意見	
IV 放送概要	17 ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	26 ページ
VI 申立ての経緯および審理経過	30 ページ

## 【決定の概要】

本件は、フジテレビがバラエティー番組『ニュースな晩餐会』（2015年3月8日の放送）で、「ストーカー事件」の被害の問題について、その一例を伝える目的で放送し、職場の同僚の間で行われたつきまとい行為やこれに関連する社内いじめを取り上げたものである。この中で、役者による事件の再現映像と、申立人の職場の人物のインタビュー映像や隠し撮り映像、申立人自身の会話の隠し録音などが随所に織り込まれた映像が放送された。

申立人は、この放送について、申立人を社内いじめの「首謀者」、「中心人物」とし、つきまとい行為を指示したとする事実無根の放送を行ったものであるとし、この放送によって名誉を著しく毀損されたとして委員会に申し立てた。

委員会は、申立てを受けて審理し、本件放送には申立人の名誉を毀損する人権侵害があったと言わざるをえないと判断した。決定の概要は以下のとおりである。

本件放送は、関係者の映像等にボカシを入れ音声を加工したこと、役者による再現には「イメージ」とのテロップを付し、「被害者の証言に基づいて一部再構成しています」とのテロップも付したことから、フジテレビは、本件放送が特定の人物や事件について報道するものではないとしている。しかし、現実にあった事件の関係者本人の映像や音声を随所に織り込み、再現の部分も含めて一連の事件として放送している以上、視聴者は、現実起きた特定の事件を放送しているものと受け止める。

本件放送には一定のボカシがかけられるなどしているものの、職場の駐車場の映像や、申立人の職場関係者に関する情報が含まれていること、取材協力者でもあった事件関係者らが、本件放送が行われることを予め職場などで話して回ることも十分予想できる状況下であったことなどから、本件放送内容は、職場の同僚にとって、登場人物が申立人であると同定できるものであった。

以上を前提とすると、本件放送は、申立人を社内いじめの「首謀者」、「中心人物」とし、実行者に「ストーカー行為をさせ」ていたなどと指摘するものであることとなるが、これらの点が真実であるとはおよそ認められず、真実と信じたことに相当性もない。したがって、本件放送は、申立人の名誉を毀損するものであった。

フジテレビは、本件放送が基本的には現実の事件を再現するものとして視聴者に受け止められるにもかかわらず、「被害者の証言に基づいて一部再構成しています」等のテロップを付したことなどから、本件放送が現実の事件の真実から離れても問題はないと安易に思い込み、取材においても一方当事者への取材のみに依拠して職場内での事件の背景や実態を正確に把握する努力を怠り、真実とは認めがたい申立人に関する事実を放送して申立人の名誉を毀損してしまうこととなった。

したがって、委員会は、フジテレビに対し、本決定の趣旨を放送するとともに、再発防止のために、人権と放送倫理にいつそう配慮するよう勧告する。

# I 事案の内容と経緯

## 1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

フジテレビは2015年3月8日（日）に放送したバラエティー番組『ニュースな晩餐会』で、地方都市の食品工場を舞台に起きたストーカー事件とその背景にあったとされる社内いじめ行為を取り上げた。番組では、ストーカー事件の被害者とのインタビューを中心に、取材協力者から提供された映像や再現ドラマを合わせて編集したVTRが放送され、スタジオトークが展開された。再現ドラマの中では、ナレーションで被害者の女性を「Cさんは現在28歳、食品メーカーの工場に勤務する、ごく普通の会社員」と紹介。一方、申立人は「ストーカー行為に続いて始まったのは、露骨な社内いじめ。その中心にいたのが二まわり以上年上のパート、Aだった」と紹介された。登場人物、固有名詞等はすべて仮名、被害者、加害者らの取材映像にはマスクング・音声加工が施されていた。

この放送について、ある地方都市の食品工場で働く契約社員の女性が、放送された食品工場は自分の職場で、再現ドラマでは自分が社内いじめの“首謀者”（本件放送では「佐野」と仮名で呼ばれている）とされ、ストーカー行為を実行したB氏（本件放送では「白井」と仮名で呼ばれている）に自分が指示をしていたとする放送内容で、放送により名誉を毀損されたと訴える申立書を4月1日付で委員会に提出し、謝罪・訂正と名誉回復を求めた。

申立書によると、「取材は被害者の一方のみ、加害者の調査は一切していない」とされ、取材を受けたとされる被害者C氏（本件放送では「山崎」と仮名で呼ばれている）らが放送前に、同社での事件が番組で放送されると社内で言い回っていたという。その結果、放送前に同社での事件が放送されることが社内に知れ渡り、実際に番組が放送されたことにより申立人及び家族が精神的にダメージを受けたとしている。

これを受けてフジテレビは4月27日、本件申立てに対する「経緯と見解」書面と関連資料および番組同録DVDを委員会に提出。同書面の中で、「本件番組は、特定の人物や事件について報道するものではなく、事実を再構成して伝える番組であり、取材した映像・音声・内容に加工や変更を加えることで、本件番組の放送によって人物が特定されないよう配慮しているから、相手方側の取材を行う必要性がない」と主張している。

そのうえで同社は、「本件番組を放送したことによって人物が特定されて第三者に認識されるものではない。従って、本件番組の放送により特定の人物の名誉が毀損された事実はなく、訂正放送等の必要はない。また、申立人が自らの名誉が毀損されたとする原因事実は、本件番組及びその放送自体ではなく、本件番組で申立人所属の会社のことが放送される旨、会社の中で流布されたことにあると考えられ、本件番組の

放送による人権侵害があったとは考えられない」と述べている。

なお、フジテレビは、申立人と話し合う可能性を模索するよう求めた委員会事務局の要請に対し、申立人と話し合えば、申立人だけでなく取材を受けた被害者をも特定することになり、被害者保護を放棄することにもつながるため、話し合いには一切応じられないとの立場を示した。

委員会は5月19日に開催された第220回委員会で、委員会運営規則第5条（苦情の取り扱い基準）に照らし、本件申立てを審理入りすることを決めた。放送の概要については後述の「IV 放送概要」、提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張とそれに対する被申立人の答弁は「V 申立人の主張と被申立人の答弁」のとおりである。また、申立てに至る経緯および審理経過は末尾「VI 申立ての経緯および審理経過」に記載のとおりである。

## 2. 論点

申立人が主張する本件放送による人権侵害の有無とそれに係る放送倫理の問題を検討するために、委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

### （1）人権侵害はあったか

- ・ 本件放送と現実の事件との関係
- ・ 本件放送の登場人物と申立人の同定可能性
- ・ 本件放送の内容は申立人の名誉を毀損するか
- ・ 本件放送に公共性・公益性はあるか
- ・ 申立人に関する放送内容に真実性はあったか
- ・ フジテレビが真実と信じるについて相当性はあったか

### （2）放送倫理上の問題はあるか

- ・ 関係者からの異議、苦情への対応は十分であったか

## II 委員会の判断

### 1. 本件放送と現実の事件の関係

本件放送は、フジテレビがバラエティー番組『ニュースな晩餐会』で「ストーカー被害」の問題について、一例を伝える目的で放送したものである。番組は、被害者C氏がインタビューに答える映像や、取材協力者から提供された、隠し撮りによるB氏の映像や、隠し録音によるC氏と申立人の会話など、事件関係者が登場する部分と、「イメージ」というテロップを付して役者が演じている再現映像部分とが交互に現れながら、一つの事件の流れを説明するという構成となっている。番組冒頭の「イメージ」映像とする再現映像が流れている際には、「被害者の証言を基に一部再構成しています」とのテロップが約10秒間、そしてコーナー後半のCMあけに同様のテロップが約7秒間表示されている。また、本件放送は、フジテレビが情報バラエティー番組として位置づけた放送であり、番組の随所に、スタジオにいるゲストのタレントらの表情や反応が挿入されている。

申立人については、本件放送では、C氏によって隠し録音された、申立人とC氏との現実の会話部分がイメージ映像とともに放送されているほかは、役者が演じる再現映像によって表現されている。

事件関係者本人が登場する部分の人物の顔には識別不可能な程度にボカシがかけられ、音声は、識別不可能な程度に加工され、関係者らが乗る自動車の車種は推定できるものの、薄いボカシがかかり、ナンバープレートは判別不能なようにボカシがかかっている。申立人は、このような本件放送について、自らの職場で起きた現実の事件を再現したものとして放送していると主張する。

これに対してフジテレビは、再現映像の部分を含む構成をとり、「被害者の証言を基に一部再構成しています」とテロップ表示していることと、登場する人物について仮名を用い、事件関係者本人が登場する場面では上記のように顔にボカシをかけ、音声も変えていることを理由に、本件放送は、現実の事件と同一の事実関係を放送しているものではないと視聴者に受け止められると説明している。

しかし、放送中の人物が誰であるかを同定できるかどうかということと、放送内容が現実に行った事件の再現であるかどうかということとは別の問題であり、仮名を付され、ボカシのかかった事件関係者の映像や、隠し録音による事件関係者の会話が入っていることは、むしろ、現実の事件が存在することを前提とした放送であることを示すものである。(以下、放送で登場する人物について、実在の特定の人物のことを指していることがわかることを「同定」という。)

また、「イメージ」とテロップ表示される部分では、「被害者の証言を基に一部再構成しています」とのテロップも入っているが、「被害者の証言を基に」とされているこ

とは、むしろ被害者が存在する現実の事件を再現していることを示すものと視聴者には受け止められる。「再構成」という記載も、時系列等を整理したことを意味するに過ぎないのか、現実の事件を誇張した部分や架空の事実を含むことを意味するものであるかは明らかではない。

「イメージ」の部分は、役者による再現映像であるが、これに連続した流れの中で事件関係者本人が写っている映像が随所に織り込まれており、再現映像の部分の登場人物も、事件関係者本人が登場する場面と同じ仮名を付されている。仮にこのイメージの部分に誇張や架空の事実を放送する部分があるとしても、どの部分が真実で、どの部分に誇張や架空の事実が入っているものであるか、視聴者は判断できない。「イメージ」とされる部分の中に架空の部分等があるとしても、全てが架空の事実では、随所に織り込まれた関係者本人が登場する映像部分とのつながりがなくなってしまうことになるから、視聴者は基本的には現実の事件を再現したものであるという印象を持つであろう。

放送の間に、何回か挿入されるスタジオにいるタレントたちの表情も、現実の事件の再現であることが前提であるように、驚いたり、顔をしかめたりするものとなっている。

以上によれば、視聴者は、「イメージ」と表示された部分も含め、本件放送全体が、登場人物の関係、行った行為等の基本的な事実関係において現実の事件を再現したものであると受け止めるものである。「一部再構成しています」とのテロップ、仮名の使用、ボカシや音声などの加工等を理由に、「現実の事件を放送しているものではないと視聴者に受け止められる」とのフジテレビの主張を認めることはできない。

## 2. 本件放送の登場人物と申立人の同定可能性

### (1) 本件放送内容と申立人の同定可能性

申立人は、本件放送において、少なくとも申立人の職場の関係者にとっては登場人物の「佐野」が申立人であると同定可能であったと主張する。これに対しフジテレビは、ボカシや仮名を使用することによって「佐野」が申立人であると同定できないようにしてあるから、申立人の名誉権等の侵害は生じないと主張する。

そこで、申立人らと本件放送の登場人物を結びつけることとなる放送内容を検討すると、以下のとおりである。

事案の中心となる職場について、「食品メーカーの工場」とナレーションを流し、どのような食品かを特定していないものの、申立人の職場にあてはまる表現を用いた。

事件関係者本人の映像については、加害者とされるB氏について、まず、B氏本人がコンビニエンスストア前の駐車場で写真を撮影している場面の隠し撮り映像を放送している。この映像は、顔から上にボカシが入り、顔の特定はできないものの、肩か

ら下の部分は、体型、衣類などが判別でき、「年齢は40歳前後、短髪の黒髪に中年太り、服装は、ジャージにハーフパンツというかなりラフな出で立ち」というナレーションが付いている。

また、B氏本人が、申立人の職場の駐車場で、自らの自動車を降りてC氏の自動車からGPSを取り外す場面の隠し撮り映像が放送されている。B氏とC氏の自動車にはボカシが入っているが、B氏の自動車の車種は推定できる。その場所については、「工場内の駐車場」というナレーションが付いており、同じ職場の者が視聴すると、職場の駐車場との類似点に気が付く映像となっている。

さらに、「『白井』は書類送検される見通しとのこと」とのナレーションが流れているが、本件放送の数か月前には、B氏に対する捜査として警察が職場に立ち入り、その際に同僚数名も立ち会っていたから、職場の同僚にとってこのナレーションは本件放送の「白井」とB氏とを結びつけるヒントになるものであった。

申立人については、音声は加工されているものの、C氏との間で行われた会話の隠し録音が発送されている。申立人は、C氏と同じ部署におり、C氏との仕事上の関係が深い女性の契約社員であった。

以上が、申立人と、申立人と同じ職場のB氏を同定する材料となりうる放送内容である。

このような放送内容に加え、放送当日、放送に先立って、取材協力者であったC氏らが複数の職場の同僚に対して、また、C氏らから情報提供を受けたと思われる従業員が職場で行われた朝礼で、それぞれ本件放送で職場のことが取り上げられるということ話を話した。

C氏らが放送前に提供した上記の知識を前提に、申立人と同じ職場の者が本件放送を視聴すると、隠し撮りされた工場の駐車場の画像が申立人やB氏の職場の駐車場であり、事件の内容、ナレーションで説明された年齢、髪型などから、「白井」がB氏を指すものであると同定することができた。また、申立人とC氏の間会話の録音内容や、申立人がC氏と同じ部署で働いていたことなどから、本件放送中の「佐野」が申立人を指すものであることが同定できた。

したがって、本件放送は、少なくとも申立人の職場の同僚からは、「佐野」が申立人であると同定しうるものとなっている。

なお、映像についてはボカシが入り、音声の加工が入ることから、全ての一般視聴者が申立人を含む事件関係者を同定することは困難であるが、放送対象となった人物の年齢、職業、容貌その他の一定の情報を知る周囲の人や、将来、その人物を知ることとなる人などの一定の範囲の人によって同定される場合であっても権利侵害が成立しうる（委員会決定第52号「宗教団体会員からの申立て」、最高裁第3小法廷平成14年9月24日「石に泳ぐ魚」事件判決参照）。



## (2) フジテレビの反論について

ア フジテレビは、本件放送に先立って、C氏らが、本件放送で職場の問題が取り上げられるということを職場で話して回ったことが原因で「佐野」が申立人であると同定されたのである、取材を受けた者による情報の流出によって放送上の登場人物が現実の人物と同定できることとなったとしても、それは本件放送によって生じた事実ではなく、放送局は責任を負うものではないと主張する。

しかし、(1)に示したとおり、本件放送では、B氏本人やC氏本人が登場する実際の映像が放送されており、その中から、B氏の体型や髪型、B氏の自動車の車種、職場の駐車場が事件の現場であることなどの情報が得られる放送内容となっていた。また、職場の一部の従業員には知られていた警察によるB氏に対する捜査関係の情報も放送されていた。申立人についても、隠し録音した申立人とC氏の会話の内容は、「佐野」がC氏に近い職場の同僚であることも推測できる内容であった。このように、本件放送は、B氏、C氏や申立人を知る職場の同僚にとって、「佐野」を申立人と同定しうる要素を多く含んでいる。

上記の情報のみで「佐野」が申立人であると同定しうるかどうかについては、委員の中で意見が分かれたが、少なくとも、このような本件放送内容を、職場の同僚が、本件放送が職場のことを取り扱っているという情報を前提に視聴すれば、放送の登場人物が、申立人やB氏であると同定することが十分に可能であったとの点で意見は一致した。したがって、本件放送の「佐野」が申立人であると同定されるに至った原因は、単に、放送に先立って、本件放送が職場を扱うということをC氏らが職場の同僚らに話して回ったことだけにあるのではない。

また、放送に先立って、本件放送で職場のことを扱うことを、C氏らが職場の同僚などに話してしまうことも十分に予測しうる状況にあったのであり、そのことも、本件放送における申立人の同定性の問題を検討するに当たって無視することはできない。

即ち、本件放送の対象となった事件は、本件放送の後半で説明されているように、恋愛感情などを背景としたストーカー事件ではなかった。実態は、職場の同僚同士の、処遇をめぐる軋轢・紛争が背景にあったと見られ、その紛争の一方当事者であったB氏が、他方当事者の一人であったC氏らの私生活を暴露することによって、職場での処遇上の問題などを有利に解決しようとしたことなどが事件の動機であったと考えられる。このような中で、職場でのトラブルの一方当事者であるC氏は、インタビュー場面の撮影に応じたり、隠し撮りの映像や隠し録音のデータをフジテレビに提供するなどして積極的に取材に協力していた。また、C氏は、警察にも被害届を提出し、警察が職場に立ち入るなどの捜査もすでに開始されていた。

このような事件の背景の中で、フジテレビは、「いじめ」を行ったとされる申立人

やB氏の側には取材を一切行っておらず、その結果、フジテレビは、本件放送の対象となった事件の背景となった、職場の同僚同士の軋轢や紛争の経緯、実態を正確に把握しないままに取材を進めている。

C氏やC氏とともに取材に協力した知人D氏は、上記のような取材の状況のもとでは、本件放送では自らの意見に沿った内容の放送が行われることを予期していたであろうと考えられる。とすれば、C氏の側が、職場での処遇上の問題、紛争を有利に解決しようとして、あるいは、B氏のつきまとい行為などによって受けた被害感情などから、本件放送が行われることを職場で同僚らに話して回ることも十分に予測しうる状況にあったのである。

本件放送の取材過程の問題から生じていた以上の状況は、本件放送と無関係な偶発的なものとはいえ、本件放送自体が内包する、本件放送における申立人の同定性を検討する前提となる事実である。したがって、放送に先だってC氏らが、本件放送で職場のことを扱うと職場の同僚らに話して回ることが十分に予測しうる状況にあったことも含めて考えると、本件放送は、「佐野」を申立人と同定することが可能なものであったと判断する。

イ これに関連して、フジテレビは、C氏やその知人D氏から「取材で知り得た情報の一切は、第三者へ漏洩しないこと」という記述を含む承諾書に署名してもらっていたこともあって、本件放送が行われることについてC氏らが職場で話して回るとは想定できなかつたと主張している。

しかし、上記承諾書は、文字通り読めば、取材を通じて新たに知った事実を第三者に漏洩しないこと、あるいは本件放送内容を他のメディアに流出させて番組の価値を落とさないことを求めていると解されるものであって、関係者の名誉やプライバシーを保護するために、自らを対象とする本件放送が放送されることを職場の知人を含む第三者に話してはならない、と明確に禁じる趣旨を含むものとまでは考えられない。また、仮にそのような趣旨を含む承諾書に署名を得ていたとしても、C氏らが、放送に先立って、本件放送が職場を題材とするものであると職場の同僚らに話して回ることが予想できた状況に変わりはないといわざるをえない。

ウ よって、取材を受けた者による情報の流出によって放送上の登場人物が現実の人物と同定できることとなったとしても「それは本件放送によって生じた事実ではなく、放送上の責任を負うものではない」などとするフジテレビの主張を認めることはできない。

### 3. 本件放送の内容と申立人の名誉の毀損

以上を前提に、本件放送が申立人の名誉を毀損するものであったかを検討すると、本件放送は、「佐野」として登場する申立人について、以下のような事実を示している。

①職場内のC氏のロッカー内にあった靴に大量のガラス片を入れたり、C氏の行動を監視しているかのようなことをC氏に話すなどといった社内いじめの「首謀者」は申立人であった。

②B氏がC氏の自動車を尾行したり、C氏の自動車のGPSを付けるなどの行動をとったことは、申立人が中心となってB氏に行わせたことであり、申立人はB氏からC氏についての情報を得ていた。

③社内でC氏の噂を流していることについてC氏が申立人に直接問いただしたところ、申立人は、「実際にやっていることを言っているだけだから嘘を言っているわけじゃないよ。」などと、半ば事実を認めるような発言をした。

このうち①は、申立人が「首謀者」となってC氏に対する陰湿ないやがらせを行っていたことを示すものであり、②は、B氏による申立人に対する違法なつきまとい行為について、申立人が「中心人物」として指示したことを示すものであり、③は、これらの行為を申立人が自ら認めるかのような発言をしているとして①と②の事実を補強するものであるから、全体として申立人の社会的評価を大きく低下させるものである。

特に本件放送では、事件関係者本人の映像や会話を随所に織り込み、本件放送全体が現実の事件を再現したものであることを強く印象づけており、C氏に対する陰湿ないやがらせの「首謀者」とされ、B氏につきまとい行為をさせていたとされた申立人の名誉は大きく傷つけられたものと考えられる。

ただし、一般に、事実を摘示しての名誉毀損にあつては、摘示した事実が公共の利害に関わる事実に係り、表現の目的がもっぱら公益を図ることにあつた場合には、摘示した事実の真実性が証明されたとき、その表現には違法性がないとされており、仮に、上記の証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信じるについて相当の理由があれば、故意・過失が否定され、免責される。

フジテレビは、そもそも申立人と本件放送の「佐野」が同一人であるということが本件放送では同定できないと説明しており、したがって真実性等に関する詳細な主張はしていないが、委員会は、本件放送についても、公共性・公益性の有無、真実性の証明、真実相当性の有無についての検討を行う。

#### 4. 本件放送の公共性・公益性

本件放送の対象となった事件は、職場内での処遇をめぐる軋轢・紛争が背景にあることが推認されるものであるが、それが、自動車のGPSを付けての行動の監視などによる刑事事件に発展したものであるから、職場の人間関係の軋轢がエスカレートしてつきまといや犯罪に発展することがありうるという意味で、公共の利害に関わる事実であり、このようなことについて社会に注意喚起を促すという放送の目的には公益

性が認められる。

## 5. 申立人に関する放送内容の真実性

次に、本件放送のうち申立人に関する部分に真実性が認められるかを検討する。

本件放送のうち、3項①の放送内容については、フジテレビは、C氏が靴の中に入れられたのは、実際の事件では、ガラスではなくゴキブリであったとする。そして、ゴキブリが入っていたことは、申立人を中心とした職場の者によるC氏へのいたずらの一態様であると認識していたとしている。

また、3項②の放送内容については、フジテレビは、B氏によるC氏へのつきまといなどの行為が、申立人の指示によるものであったと認識していたとしている。その根拠として、C氏の知人D氏が、申立人とB氏とで密談している状況を目撃したという事実と、申立人とC氏の会話の状況の隠し録音のデータを挙げている。

しかし、申立人は、①について、靴にガラスが入っていたことは否定し、ゴキブリが入っていたことについても、ロッカー内ではなく靴箱内の靴にゴキブリが入っていたことは聞いたことがあるが、申立人はC氏の靴箱の場所も知らず、関与したこともないとしている。②については、B氏の行為について、申立人は全く関与していないとしている。

フジテレビが申立人の事件への関与の根拠としているのは、C氏とD氏の証言、隠し録音のデータである。しかし、これらの証言も、申立人が何らかのいたずらを行っている場面を現認したとするものではなく、B氏と申立人の「密談」なるものも、その話の内容が具体的に示されたわけではない。

録音データについては、フジテレビは、C氏からそのデータを受け取ったとのことであるが、「もうやめてもらっていいですか？そういうの。」から始まる番組で放送された部分の前の部分は録音データには存在せず、どのような行為を指して「もうやめてもらっていいですか？そういうの。」といったのか、明らかではない。また、「チーフなんだもの。根っからが私らの上なんだもの、そんな言い方じゃなくてもっと気を使った言い方ができて良かったと思う。普段の行いがこんな結果になったんだと思う。」とする部分は、申立人がC氏に対して何らかの批判をしていると受け取れるが、「こんな結果」が何を指すものであるか明らかではない。この録音データについて、申立人は、職場における業務上の会話で同様の会話をしたことがあり、別々の場面で録音された会話のデータが、一つの場面で行われた会話として編集されたのではないかと主張している。フジテレビによると、C氏の側がフジテレビに提供したデータは、放送された部分以外にはないとのことであるので、放送された部分の前後の会話から趣旨を特定したり信憑性を確認したりすることはできず、別々の会話の断片が切り取られ、合成されたデータではないか、とする申立人の主張はにわかに否定しがたい。

上記以外に、申立人の「社内いじめ」に対する関与、B氏のつきまとい等の行為に対する関与を推認させる根拠はない。また、番組の最後には「そしていじめの首謀者である佐野に関しても山崎さんは警察に相談中だという」とのナレーションを付しているが、B氏のつきまとい等に関して行われた警察の捜査では、そのような疑いがあれば行われると思われる申立人に対する事情聴取すら行われていない。

そもそも靴にガラスを入れるという行為が存在しなかったことはフジテレビも認めるところであるが、以上の検討によれば、C氏に対する「社内いじめ」を申立人が「首謀者」となって行ったこと、B氏のつきまとい等の行為を申立人が「中心人物」となって指示したことなど、本件放送が摘示する申立人に関する基本的な事実関係が真実であるとは到底認めがたい。

## 6. 申立人に関する事実を真実と信じたことの相当性

次に、真実性が認められなかった場合であっても、放送内容が真実であると信じるについて相当な理由があれば、フジテレビの行為は免責されるので、この点について検討する。

まず、フジテレビは、つきまとい等の被害者であるC氏やその知人から提供された資料に依拠しているが、申立人の関与に関する説明は必ずしも具体的なものとは認められず、申立人とC氏との隠し録音についても、会話全体の録音データはフジテレビに提供されず、放送された会話からは、どのようなことについて話し合っているかが明確ではない。

また、刑事事件となっているにもかかわらず、警察等に対し申立人に関する裏付け取材も行っていない。

さらに、申立人やB氏をはじめ、関係者に対する取材もあえて行っていない。

フジテレビは、その理由について、「ストーキング被害」を受けている人の身の安全を慮ったからとしている。しかし、本件が恋愛感情に起因する事件ではないことはフジテレビも認識しているところであり、職場の同僚同士の処遇をめぐる軋轢・紛争が背景にあったこと、その紛争の一方当事者であるC氏が積極的に取材に協力し、自らに対するインタビューも受けるなどして情報提供をしていたこと、既にC氏の申告に基づいて警察によるB氏側への捜査も行われていたことなどを考慮すれば、被害者の身の安全という配慮が、関係者への裏付け取材等を全く行わない理由とはなりがたく、事件の背景・実態を的確に把握するためには、加害者とされる側への取材も行われてしかるべきである。対立する一方当事者からの情報提供に対しては、他の一方についての十分な情報を入手し、トラブル当事者の相互関係を的確に把握した上で、両者対等の立場から取材にあたるのが、特に本件のような私人間の事案においては重要である。やむを得ず一方からのみの情報に基づいて取材に入る場合には、最終的に相手

方に対する取材とその言い分を取り入れるなど、十分なフォローが必要である。このことは、委員会決定第11号（「隣人トラブル報道」）も指摘するところである。

よって、フジテレビが真実であると信じるについて、相当の理由があったとは認めがたい。

なお、フジテレビは、本件放送について、ボカシをかけることや仮名を用いることによって、実際の人物との同定ができないようにしたことから、申立人側への裏付け、確認取材をする必要性はないとしている。しかし、登場人物に一定の匿名性を持たせたとしても、現実の事件を題材として、現実の事件を再現したものとして受け止められる表現を放送する以上、事件の真実に迫る努力をしなければならず、放送で取り上げられる関係者の名誉やプライバシーへの配慮を十分に行うべきである。

## 7. 小括

以上により、委員会は、本件放送が申立人の名誉を毀損するものであると判断する。

## 8. 放送倫理上の問題

日本民間放送連盟報道指針5項（1）は、視聴者・聴取者の意見、苦情には真摯に耳を傾け、誠意を持って対応すべきこととし、同指針3項（5）は、万一、報道により人権侵害があったことが確認された場合には、すみやかに被害救済の手段を講じるべきこととしている。

本件放送中及び放送後に申立人及びB氏が、それぞれフジテレビに抗議の電話をかけて、放送内容が事実と反することなどを主張していた。放送後の抗議の電話では、C氏らが、本件放送前に、職場において本件放送が職場の事件を題材とするものであることを話して回っていたこともフジテレビに告げていた。これに対してフジテレビは、被害者とされた取材協力者自らの行動もあって申立人の匿名性が失われたことが判明した後もなお、プライバシー保護を理由に具体的な回答をせず、申立人からの苦情に真摯に向き合わなかった。この点、上記報道指針に鑑みて、放送倫理上の問題があるといわざるをえない。

### III 結論

以上により、委員会は、本件放送は、申立人の名誉を毀損するものであると判断する。

本件放送は、現実の事件の関係者本人の映像等を随所に織り込むなど、少なくとも申立人の職場の同僚にとっては、登場人物が申立人であると同定することに結びつく情報を放送し、取材協力者側が放送に先立って職場の同僚に本件放送が職場のことを扱うなどと話して回ったこともあいまって、職場の同僚などからは、本件放送の登場人物が申立人であると同定できることとなった。

また、フジテレビは、本件放送において、取材協力者側への取材のみに依拠して、事件の相手方とされる申立人からの取材等を一切行わないままに、申立人を社内いじめの「首謀者」、「中心人物」であり、B氏に「ストーカー行為をさせ」ていたなどと指摘し、申立人の名誉を毀損することとなったと評価せざるを得ない。

フジテレビは、本件放送が事件関係者本人の映像等を随所に織り込み、基本的には現実の事件を再現するものとして視聴者に受け止められるものであるにもかかわらず、ボカシをかけたり、「被害者の証言を基に一部再構成しています」とのテロップを入れることによって、視聴者に現実の事件としては伝わらないものと安易に考えた。この思い込みが、事実を事実として正確に伝える努力をおろそかにしたと評価せざるを得ない取材の甘さや、本件放送が申立人の職場などにおいて申立人の名誉を毀損する結果とならないかということへの慎重な配慮を欠いたことの背景にあると考えられる。

なお、社内いじめの「首謀者」としていわれなく汚名を着せられたとする申立人からの苦情があったにもかかわらず、フジテレビは、被害者とされた取材協力者自らの行動もあって申立人の匿名性が失われたことが判明した後もなお、取材協力者の保護等を理由として、申立人からの苦情に真摯に向き合わなかった。この点の放送倫理上の問題も看過できない。

したがって、委員会は、フジテレビに対し、本決定の趣旨を放送するとともに、再発防止のために、人権と放送倫理にいつそう配慮するよう勧告する。

なお、本決定には、以下の補足意見がある。

#### 補足意見

本件放送の問題について、委員会の判断の中では触れられていないジェンダーに関する観点を中心に、補足意見を述べる。

1. 本件放送は、「かよわい女性をつけ狙う卑劣なストーカー事件」として、「少し華奢な見た目」という「現在28歳、食品メーカーの工場に勤務する、ごく普通の会

社員」の「山崎さん」(＝C氏)を登場させ、彼女の涙ながらのインタビューから始まる。これに続いて、この「被害者の全記録」として「再現ドラマ」が流されるわけだが、このストーリーには、「二まわり以上の年上のパート、佐野」、すなわち本件申立人A氏が登場する。「佐野」は、見た目にもいかにもイジワルそうな年配女性として描かれ、具体的には、「20代の若さでラインのチーフを任されるようになった山崎さん」に反感をもち、別の男性「白井」(＝B氏)にストーキングをさせたり、大量のガラス片を上履きに入れるような露骨で陰湿な社内イジメを首謀したとしてストーリーが展開するのである。

しかし、ここに描かれる一連のエピソードは、ストーキングという深刻な社会問題の核心をえぐるような話ではなく、C氏から提供された情報を鵜呑みにし、「年配のパート女性が若い社員女性をいじめる」というわかりやすい構図をもとに、視聴者の関心を惹きつけるためにつくられたという印象が強い。

私たちは、今回、名誉毀損にまで発展した、これらの安易な制作手法とストーリー展開がまかり通る背景には、放送制作現場における女性に対する偏見や蔑視の念が少なからず影響していると思えてならない。本件放送に登場するA氏、C氏ともに女性であるが、少なくとも、制作者たちが女性に対する偏見をもつことなく、それぞれの言い分を冷静かつ対等に調査し、事実を確認していたならば、このような女性のステレオタイプに基づく拙速なつくり方には相応のブレーキがかかっていたと思う。

また、制作者たちが、「ストーカー」という言葉に過剰に神経質になり、結果的に取材を疎かにしてしまったことにも、現場の事態にコミットしない無責任な態度が見え隠れする。ストーキング行為の被害者の大半は女性であり、被害はときに命にかかわるような深刻なものであるがゆえに、当然のことながらテレビ局には細心の注意を払って取材してほしい。そして、正確な事実を組み立てつつ、社会問題として積極的に取り上げ、実態に迫る番組作りをしていただきたい。しかし、本件放送では、フジテレビは、ストーキングという深刻な社会問題に果敢に切り込んでいこうとするよりは、女性の紋切型イメージに依存し、「プライバシー」や「安全保護」という理由でもって、むしろ本格的な取材を萎縮させる方向に動いた。とりわけ、放送後に申立人がフジテレビに対して抗議したことに対しても、プライバシー保護という理由一点張りで耳を貸さず、おろそかな対応に終始した。

2. なお、委員会決定では「職場の人間関係の軋轢がエスカレートしてつきまといや犯罪に発展することがありうるという意味で」本件放送には公共性・公益性が認められると判断している。この際の「公共性・公益性あり」の判断は、BPO放送人権委員会が名誉毀損を判断する際、司法システムに準じた手続きと基準をもとに下しているものである。しかし、私たちはむしろ、この判断にあえて疑問を呈してお



きたい。番組の題材やテーマ設定が「ストーリー」や「いじめ」であり、そこに「公共性・公益性」の萌芽が認められたとしても、それはあくまで入口の話であり、実際の中身において必要な事実確認を怠ったまま、しかも女性に対する偏見を助長するような番組に対して、手続き的にせよ「公共性・公益性」ありと認めることには違和感をぬぐい切れない。これは、ことばの本質的な意味における「公共性・公益性」について述べているものである。名誉毀損の成否に関する法律的判断とは異なる「公共性・公益性」の視点の必要性を指摘しておきたい。

3. 最後に、本件放送で使われている「再現ドラマ」という手法について問題提起しておく。これは、近年のテレビ番組で多用される制作手法であり、バラエティー番組とドキュメンタリー番組との境界線をあいまいにする原因となっている。

最近の情報番組やバラエティー番組では、現実にある複雑な社会問題を視聴者にわかりやすく効果的に訴える手法として、「再現ドラマ」を挿入している例が目立つ。

「再現ドラマ」の挿入はまた、現実をデフォルメして、番組を面白おかしくするバラエティー番組に必要な娯楽効果を狙う目的もあるだろう。このような「再現ドラマ」が増える一方で、ドラマと現実の関係をいかに扱い、ドラマに真実性をどこまで担保すべきかという基準はあいまいなままだ。中には、本件放送のように、ドラマなのだから人物の素性も特定されないので、多少の脚色やつくり話、デフォルメも許されるだろうという前提を勝手につくってしまうものがあるようだ。

しかしながら、「再現ドラマ」手法を採用してはいても、実在の当事者たちへの取材映像やインタビューが挿入される限り、番組そのものにはドキュメンタリーの要素が残り、ドラマ全体が現実を再現した真実であるかのようなイメージとなって視聴者に伝わってしまう可能性が高い。モデル小説による名誉毀損・プライバシー侵害の問題については、たとえ小説、つまりフィクションと銘打ち、脚色やデフォルメがなされていたとしても、それが実在する人物に関わるものである以上、名誉毀損やプライバシー侵害が生じ得ることは確定した判例となっている（東京地裁昭和39年9月28日「宴のあと」事件判決、最高裁第3小法廷平成14年9月24日「石に泳ぐ魚」事件判決）。放送メディアにおいてもこの点について十分な理解が必要であろう。

したがって、テレビ局は、たとえドラマ仕立ての内容であっても、その一部分にインタビューを挿入し、映像を使用していれば、それらの利用を許可した人々に対しては、ストーリーの真実性に責任を負っている。わかりやすく視聴者に訴求する「再現ドラマ」の手法を否定するものではないが、それをどのように取り入れて、倫理上適正な番組制作をするかは、今一度点検されるべきであると考えます。

（林香里委員 坂井眞委員 紙谷雅子委員 中島徹委員）

## IV 放送概要

被申立人（フジテレビ）から提出された同録DVDなどによると、本件放送のうち本決定に関連する概要部分は以下のとおりである。

映像	場面・テロップ等	ナレーション・インタビュー・音声・セリフ等
オープニング	テロップ 「晩餐会の主宰者 美輪明宏様」	美輪明宏 今夜皆様と一緒に考えたいのは、今起きている新たな犯罪についてです。かよわい女性をつけ狙う卑劣なストーカー事件。 しかし、今、ストーカーの目的はなにも、恋愛感情のもつれだけとは限りません。あなたも被害者になる可能性があるのです。 (中略) <input type="checkbox"/> ナレーション ・実は、ストーカーは色恋に関係なく誰もが被害に遭う可能性がある犯罪なのだ。
	テロップ 「ストーカー被害者 山崎 さん（仮名）」	<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「私の人生をめちゃくちゃにしようと思っているとしか思えなくて」
	テロップ 「被害者DATA 28歳・独身・食品メーカー の工場勤務・勤務歴10年」	<input type="checkbox"/> ナレーション ・彼女は半年前からストーカー被害に遭っているという山崎さん。 ・山崎さんは現在28歳、食品メーカーの工場に勤務する、ごく普通の会社員。
	テロップ 「被害者の友人が撮影」 「悪質男を捉えた映像」	<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「最初はただのストーカーだと思ったんですけど、それよりも悪質だったと思います」 <input type="checkbox"/> ナレーション ・これからご覧頂くのは、得体のしれないストーカーを相手に、戦うことを決意し、ついに自ら決定的な証拠を掴んだ、被害者の全記録である。
以上、オープニング		

本編

(注) 右上サイドテロップの主な表記は以下の三種類

◆最新犯罪 新型ストーカーの恐怖！！

男と戦った女性の全記録

イメージ

★最新犯罪 悪質なストーカーを使った

卑劣な大人の社内いじめ

イメージ

☆最新犯罪 悪質なストーカーを使った

いじめの首謀者と直接対決

イメージ

<p>再現映像</p>	<p>サイドテロップ◆ 「最新犯罪 新型ストーカーの恐怖！！ 男と戦った女性の全記録」 イメージ</p> <p>テロップ 「被害者の証言を基に一部 再構成しています」(10秒 間) テロップ イメージ</p>	<p><input type="checkbox"/>ナレーション ・食品工場で働く山崎さんは職場へ向かうため通い慣れた道を運転 していた すると…。</p> <p><input type="checkbox"/>ナレーション ・そこには山崎さんの後を付けてくる不審な車が…。 ・気味が悪くなり路肩に車を寄せると…。 ・その動きに合わせてるように後ろの車も停車。  (中略)</p>
<p>実写映像</p>		<p><input type="checkbox"/>被害者「山崎」インタビュー 「気がついた時にはもう後ろにいたって感じなので、まさかそんな 事をされるとは思わないので」 「顔までは見れなかったですけど、怖かったです」</p>
<p>再現映像</p>	<p>サイドテロップ◆</p>	<p><input type="checkbox"/>ナレーション ・その後も行く先々で同じ車を目撃 このままでは生活に支障がで る。 ・たまりかねた山崎さんは友人に相談。 山崎役「このビデオカメラで撮ってほしいの」 ・これは実際に山崎さんの友人が撮影した映像である。</p>
	<p>テロップ 「2014年9月27日</p>	

	午後9時30分」	
実写映像 (車で尾行したとされる様子)	山崎の車に赤色ボカシ ストーカーの車に青色ボカシ	<input type="checkbox"/> ナレーション ・これは、実際に山崎さんの友人が撮影した映像である。 ・通勤のため工場へと向かう山崎さんの車。 ・そのすぐ後を走る軽自動車。 ・そう、これこそがストーカーの車なのだ。およそ15km、時間にして30分もの間、尾行する様子が映像に残されていた。
実写映像		<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「私の自宅まで知っていて、家の前の道を通ったりとか、家の近所でも何度かすれ違った時があつて…」 (中略)
実写映像 (車で尾行したとされる様子)		<input type="checkbox"/> ナレーション ・しかし、このあと事件は急展開を迎える。
	テロップ 「2014年10月7日 午後10時30分」	<input type="checkbox"/> ナレーション ・この日、撮影された動画には犯人の行動が克明に記録されていた。
実写映像 (コンビニ駐車場)	山崎の車に赤色ボカシ ストーカーの車に青色ボカシ  テロップ 「彼女を苦しめているストーカー男」 頭部に青色の円形ボカシ  テロップ ストーカーDATA 年齢 40歳前後 特徴 短髪・中年太り 服装 ジャージ ハーフパンツ	<input type="checkbox"/> ナレーション ・何気なくコンビニに立ち寄った山崎さんを見張っていた友人。 ・すると そこへ あの軽自動車が現れた。 ・どうやら山崎さんを追いかけてきたようだ そして。 ・男が車から降りてきた。 ・ついにカメラが捉えた。これが彼女を苦しめているストーカー男。  <input type="checkbox"/> ナレーション ・年齢は40歳前後、短髪の黒髪に中年太り。 ・服装は、ジャージにハーフパンツという、かなりラブな出で立ち。 ・さらにこの後、男が大胆な行動に出る。  ・なんと手に持ったスマホで、コンビニにいる山崎さんを盗撮しはじめたのだ。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>一部始終を撮られているとは知らず、堂々とスマホのシャッターを切り続ける男。</li> </ul>
再現映像	サイドテロップ◆ テロップ 「白井（仮名）」 「ストーカー男の正体は 同じ会社の社員」	山崎役「この人… 同じ会社の人…」 <input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> <li>ストーカー男の正体…それは、同じ工場で働く40代の男性社員「白井」だった。</li> </ul>
実写映像 (車で尾行した とされる様子)	テロップ 「この男が山崎さんを車で 付け回し 盗撮を繰り返し ていた」	<ul style="list-style-type: none"> <li>この男が山崎さんを車で付け回し、盗撮を繰り返していたのだ。</li> </ul> (中略)
再現映像	サイドテロップ◆ テロップ 「白井は一回り以上 年 上」 「既婚者 夫婦仲も円満」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> <li>そのうえ、白井とは一回り以上歳が離れており、なによりも白井は既婚者で、夫婦仲も円満だった。聞けば聞くほどストーカー行為をする理由が見つからない。</li> </ul> (中略)
実写映像	テロップ 「実際に白井（仮名）がや っているかは」 「見たわけでもないし 証拠もなかったので」	<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「証拠が欲しかったので。実際に（*ピー）がやっているっていうのは見たわけでもないし、証拠もなかったので」 (中略)
再現映像	サイドテロップ◆	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> <li>そこで、より強い証拠を手に入れるため再び友人の協力を求めた。</li> <li>その山崎さんの執念が実を結び、ついに決定的な証拠を掴むこととなる。</li> </ul>
	テロップ 「2014年10月24日 午前7 時00分」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> <li>その映像がこちら。</li> </ul>
実写映像 (工場内の駐車 場)	山崎の車に赤色ボカシ 白井の車に青色ボカシ	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> <li>動画が撮影されたのは工場内の駐車場。この時間、山崎さんはまだ工場内で働いている。画面中央に見えているのが山崎さんの車</li> </ul>

	テロップ 「動画が撮影されたのは工場内の駐車場」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・するとそこへ 白井の車が現れた。</li> <li>・他の場所が空いているにもかかわらず、迷うこと無く真横に駐車、明らかに不自然な行動。</li> <li>・白井が車から降りた。そして、辺りを警戒しているのか、地面を這うように被害者の車の下に潜り込む。車の下で何やらゴソゴソと作業を済ませ急いで自分の車に戻っていく。</li> </ul>
実写映像		<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「何か変な物がついていて、GPS発信機でした」
実写映像 (車の下に付けられた箱)	テロップ 「駐車場で出来事はGPSの取り外しが目的」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> <li>・これは証拠をおさえるため、山崎さんが実際に撮った映像。そこには磁石で付けられた黒い箱が…。</li> </ul>
再現映像	サイドテロップ◆  テロップ 「白井の取り調べが行なわれた」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> <li>・山崎さんは、この動画を持ってすぐさま警察に相談。</li> <li>・すぐに白井を呼び出し、取り調べがおこなわれた。</li> </ul> 白井役「確かに、私は彼女を付け回しました」 (中略)
実写映像		<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「これでやっと終わると思いました。逮捕されて会社に来なくなるんだらうって」
再現映像	サイドテロップ◆  テロップ 「これは誓って言えます 恋愛感情は一切ありません」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> <li>・だが、本当の事件はここからだった。</li> <li>・ストーカー行為をあっさり認めた白井だったが。</li> <li>・さらなる警察の取り調べに意外な返答をする。</li> </ul> 白井役「これは誓って言えます。恋愛感情は一切ありません」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・そしてこの後、さらに過酷な運命が山崎さんに襲いかかる。</li> </ul>
再現映像	サイドテロップ◆  テロップ 「大量のガラス片」  テロップ 「社内いじめ」  サイドテロップ★	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> <li>・それは工場に出勤したある日のこと。</li> </ul> 山崎役「キャッ 何これ」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・そこには、上履きの中に入れられた大量のガラス片が。</li> </ul> 佐野役「あれ 山崎さん顔色悪いわよ 何かあったの」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカー行為に続いて始まったのは、露骨な社内いじめ。</li> </ul>

	<p>「悪質なストーカーを使った 卑劣な大人の社内いじめ」 <b>イメージ</b></p> <p>テロップ</p> <p>「佐野(仮名・60代パート)」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その中心にいたのが二まわり以上年上のパート、「佐野」だった。</li> </ul>
<p>実写映像</p> <p>(工場の駐車場)</p>	<p>テロップ</p> <p>「社内いじめとストーカーの接点が明らかになる」</p>	<p><input type="checkbox"/>ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そして、その社内いじめと白井のストーカー行為の接点が明らかになる。</li> </ul>
<p>再現映像</p>	<p>サイドテロップ★</p> <p>「悪質なストーカーを使った 卑劣な大人の社内いじめ」 <b>イメージ</b></p>	<p><input type="checkbox"/>ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩中、佐野に呼び出された山崎さん。</li> </ul> <p>佐野役「山崎さん先週の金曜、ファミレスでごはん食べてたでしょ」</p> <p>山崎役「え、佐野さん、いたんですか」</p> <p><input type="checkbox"/>ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それはまるで、山崎さんの行動を監視しているような発言。</li> </ul> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐野は、またもや山崎さんが立ち寄った場所を言い当てた。そして遂にすべての疑問が明らかになる時が来た それが…。</li> </ul>
<p>再現映像</p>	<p>サイドテロップ★</p> <p>テロップ</p> <p>「密談をする佐野と白井」</p> <p>テロップ</p> <p>「いじめの中心人物である佐野が山崎さんに悪い噂を立てるため」</p> <p>「白井にストーカー行為をさせ情報を得ていた」</p>	<p><input type="checkbox"/>ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山崎さんが見たのは、密談をする佐野と白井。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの中心人物である佐野が山崎さんにまつわる、よくない噂を立てるために白井にストーカー行為をさせ情報を得ていたというのだ。</li> </ul>
<p>実写映像</p>		<p><input type="checkbox"/>被害者「山崎」インタビュー</p> <p>「どう考えても、私の人生をめちゃくちゃにしようと思っているとしか思えなくて、楽しんでんのかなって、追い詰めて」</p> <p>(中略)</p>
<p>再現映像</p>	<p>テロップ</p> <p>「ストーカー被害 社内いじめ」 「精神は崩壊寸前」</p> <p>サイドテロップ★</p>	<p><input type="checkbox"/>ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカー被害に続き、社内いじめ、さらに、会社も味方になってくれず彼女の精神は崩壊寸前だった。</li> <li>・真面目に働いてきた自分にいじめられる心当たりは無い。もし辞</li> </ul>

	テロップ 「いじめの張本人・佐野を呼び出した」 「社内いじめの首謀者と直接対決」	めるとしても理由を知らないままでは納得できない。 ・そう思い立った山崎さんは、直接対決を決意。 ・社内に噂話を流していた張本人、佐野を呼び出した。 ・この後、被害者と社内いじめの首謀者が直接対決。
CM		
スタジオ	司会：田中みな実 渡部建 ゲストのタレントたち	
実写映像 (山崎)	テロップ 「ストーカー被害者山崎さん（仮名・28歳） 「被害者の証言を基に一部再構成しています」（7秒間）	<input type="checkbox"/> ナレーション ・半年前から同じ工場で働く男によりストーカー被害に遭っていた山崎さん。 ・ストーカーに続き、彼女を待ち受けていたのは露骨な社内いじめ。
実写映像 (工場の駐車場)		<input type="checkbox"/> ナレーション ・苦労の末、遂に、決定的な証拠を手に入れ警察に相談、事件は解決するかと思われた。しかし。
再現映像	サイドテロップ☆ 「悪質なストーカーを使った いじめの首謀者と直接対決」 <u>イメージ</u>	<input type="checkbox"/> ナレーション ・ストーカーに続き彼女を待ち受けていたのは露骨な社内いじめ。
再現映像	サイドテロップ☆  テロップ 「いじめの張本人 佐野を呼び出した」	<input type="checkbox"/> ナレーション ・真面目に働いてきた自分にいじめられる心当たりはない。もし辞めるとしても理由を知らないままでは納得できない。 ・そう思い立った山崎さんは、直接対決を決意。 ・社内に噂話を流していた張本人、佐野を呼び出した。
カセットレコーダー (隠し録音)	サイドテロップ 「悪質なストーカーを使った いじめの首謀者と直接対決」  テロップ 「その時 山崎さんが録音	<input type="checkbox"/> ナレーション ・これはその時、山崎さんが録音していた実際に音声である。



	<p>していた実際の音声」</p> <p>テロップ</p> <p>山崎「もうやめてもらっていいですか？そういうの」</p> <p>佐野「何で？」</p> <p>山崎「やめてほしいからです」</p> <p>佐野「何で？」</p> <p>山崎「いや普通に嫌でしょ！」</p> <p>佐野「だって実際やっていることを言っているだけだから根拠なく言ってるわけじゃないよ」</p> <p>山崎「はあ」</p> <p>佐野「なんでこんな風になったかって教えようか」</p> <p>佐野「(山崎さんは) チーフなんなんの根っからが私らの上なんなんの」</p> <p>佐野「そんな言い方じゃなくてももう少し」「気を使った言い方が出来ても良かったと思う」</p> <p>佐野「そういう普段の行いがこんな結果になったんだと思う」</p> <p>山崎「・・・」</p>	<p>山崎「もうやめてもらっていいですか そういうの」</p> <p>佐野「なんで」</p> <p>山崎「やめて欲しいからです」</p> <p>佐野「なんで」</p> <p>山崎「いや 普通に嫌でしょ」</p> <p>佐野「だって実際やっていることを言っているだけだから、嘘を言っているわけじゃないよ」</p> <p>山崎「はあ」</p> <p>佐野「なんでこんな風になったかって教えようか」</p> <p>佐野「チーフなんなんの。根っからが私らの上なんなんの」</p> <p>佐野「そんな言い方じゃなくて、もっと気を使った言い方が出来ても良かったと思う」</p> <p>佐野「普段の行いがこんな結果になったんだと思う」</p>
<p>再現映像</p>	<p>サイドテロップ☆</p> <p>テロップ</p> <p>「20代の若さでラインのチーフを任されていた」</p>	<p>□ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事に対する真面目さが買われ20代の若さでラインのチーフを任されるようになった山崎さん。</li> <li>・どうやら、そんな彼女に反感を持つ人たちがイジメを主導しているようだった。</li> </ul> <p>(中略)</p>

<p>実写映像</p>	<p>テロップ 「会社は（白井を）解雇させる気はないと思うので、だったら自分から悪いことしたって認めて辞めてもらえれば」</p>	<p>□被害者「山崎」インタビュー 「会社は（白井を）解雇させる気はないと思うので、だったら自分から悪いことしたって認めて、辞めてもらえれば」</p>
<p>再現映像</p>	<p>サイドテロップ◆  テロップ 「ストーカー白井書類送検される見通し」  テロップ 「いじめの首謀者佐野社内いじめについても警察に相談中」</p>	<p>□ナレーション  ・ストーカー行為を繰り返していた白井は書類送検される見通しとのこと。  ・そして、イジメの首謀者である佐野に関しても、山崎さんは警察に相談中だという。</p>
<p>実写映像 (コンビニ駐車場)  (山崎さん)</p>	<p>サイドテロップ◆  テロップ 「ストーカー行為にまで発展する」 「現在の悪質な社内いじめ」 「きっかけは些細な事かもしれない」</p>	<p>□ナレーション  ・違法なストーカー行為にまで発展する現在の悪質な社内いじめ。  ・そのきっかけは、本人も気づいていないささいな事なのかもしれない。</p>

## V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張と被申立人の答弁は以下のとおりである。

	申立人	被申立人（フジテレビ）
問題となる放送内容	<p>■登場人物4人は、すべて同じ会社の人。</p> <p>■取材はストーカー被害者の一方のみ、加害者の調査は一切していない。放送当日被害者は本名で私たちが出ることを会社の人たちに言って回った。映像を見た人は私がいじめをしたと思ってしまう。</p> <p>■映像を見るとガラスを（被害者のロッカー内の靴に）申立人が入れたように見えるが、私は入れていない。被害者のロッカーがどれかも知らなかった。</p> <p>■エピソードの内容について、ゴキブリをいれられたらしいとは聞いていたが、ガラスなどが入れられていたような話は聞いていないし、実際、私はそのような嫌がらせをした事実はない。</p> <p>■申立人が首謀者で、GPSを白井（ストーカー容疑者）につけさせたように見えるが、そのようなことはしていない。</p>	<p>■申立書で申立人が指摘している部分は、本件番組において、実際のストーカー問題を、一例として再構成し、取り上げたVTRの内容に関するものである。</p> <p>■番組に登場する関係者のプライバシーに配慮し、全ての固有名詞を仮称へ変更し、エピソード内容の一部も変更、提供映像や音声も全て加工するなどの処理を行ったうえで放送した。</p> <p>■本件番組は、特定の人物や事件について報道するものではなく、ストーカー被害という問題についてあくまでも一例を伝えるという目的で、事実を再構成して伝える番組であって、番組中でも「被害者の証言を基に一部再構成しています」と明示している。</p> <p>■一部改編を加えている部分、再現映像には、常時「イメージ」というテロップを出しマスクングしていない。俳優が演じている部分ということで、視聴者は認識出来ると考えている。</p> <p>■取材した映像・音声・内容を加工や変更を加えることで、本件番組の放送によって人物が特定されないよう配慮しているから、相手方側の取材を行う必要性がない。よって、番組が相手方側の取材を行わなかったことに問題はない。</p> <p>■申立人の申し立て内容の大筋である、被害者側からの情報の漏洩により発覚したという</p>

	<p>■それにもかかわらず、放送内容では、私が首謀者として放送された。</p> <p>■放送内容は、社内の人間関係をいじめという事実とは異なるストーリーに仕立て上げたものだ。そしてフジテレビというメディアを使って放送して、私たちに精神的な苦痛を与えようとして実際に実行したものだ。</p>	<p>旨については、仮にそのような事実があったとしても、それは本件番組の放送によって生じた事実ではなく、放送上の責任を負うものではないと考えている。</p> <p>■「首謀者」として描いた人物については、音声部分を除き（その音声は変更されていて特定性がない）、全て俳優による演技で描いており、番組に用いられた実際の映像中には首謀者とされる人物は登場しない。本件番組は実在する人物を首謀者として特定するものではなく、申立人を「首謀者として放送した」事実はない。</p> <p>■被害者の証言に基づいて再構成をしたある事象を伝えているので、真実を追求してはいない。</p> <p>■本件番組は、実在する特定の会社ないしコミュニティでの出来事を報道したのではなく、また、実在する特定の人物が「首謀者」とであると報道するものでもない。よって、申立人の主張には理由がないものとする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">放送による具体的な被害</p>	<p>■放送前に実名で会社の人に知れ渡ってしまい、皆が見たと思っているため、精神的に参っている、人の目が気になり、また眠れなくなってしまった。</p> <p>■会社で話しかけてくれていた人が、まったく話しかけてくれない。</p> <p>■一緒に家族も見たため、家族も不眠を訴えている。</p> <p>■世間一般には、確かにわからないかもしれないが、私の今、生活しているコミュニティには、まったく無修正で放送されたのと変わらない。現在、社内では「よくあんなひどいことが出来るな」など、いわれのない誹謗中傷を受けている。</p>	<p>■申立人が自らの名誉が毀損されたとする原因事実は、本件番組及びその放送自体ではなく、会社のことが放送される旨、流布されたことにあると考えられ、本件番組の放送による人権侵害があったとは考えられない。</p> <p>■申立人の生活しているコミュニティから特定されたということが仮にあったとすれば、放送前に会社の中で流布されたためである。放送自体に起因するのではなく、放送以外の理由によって知られたにすぎない。申立人は、あたかも本件番組それ自体に問題があったために知られてしまったかのように主張するが、本件の実際の事実経緯は、そのようなものではない、前提が誤っている。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">隠し録音について</p>	<p>■私の音声を録音したのもも放送していたが、前後の文脈を無視して、あの部分だけを」抜き取れば、あたかもいじめをしていたかのような編集になっており、フジテレビの取材方法やその考え方についても、私は大変に不快に思う。</p> <p>■間違いなく仕事の内容だ。いじめではない。</p> <p>■編集というのは、あれでは文脈が分かりづらい。私はああいうふうなことを言っていない。</p> <p>■連絡ノートを持って行って、「このことでしようよと言ったのは覚えています。臨機応変にやらないとだめじゃないの、チーフなんだものと言ったのは覚えています。私たちの上に立つ人だもの。それが、うまいように編集されている。切り取られて。</p> <p>■二日続けて同じことをやったので、チーフなのに。前の日と同じ仕事をやったから、そうじゃないでしょうよっていうことを言った。</p>	<p>■つきまとい行為について、どうしてこういうことをするのかというふうに投げかけて、申立人が、何で、何が悪いのかと答えて、あなたがやっていることをそのまま言っているだけでしょうとおっしゃっているようでした。</p> <p>その後、こういう行為をやめてくださいって話していて、何でこんなことになったのか教えてあげようか、それはあなたが悪いんでしょという流れになっていた。前後の脈絡がないと意味が違ったものになったということはない。ほぼ、同程度というか、短く尺をしたという認識だ。</p> <p>■いじめをしている人に意を決して話に行った時の証拠として渡された。説明では一回と聞いている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事前の流布について</p>	<p>■山崎さんも夜間の人にスマホで白井さんがストーカーをしている映像を見せて、このことをテレビでやるから見て下さいと話したそうです。</p>	<p>■会社の人のことをテレビで放映するというふうに言ったということであれば、その事実を加味すれば、もちろん特定されることは当然のことであると我々も理解は出来る。</p> <p>■取材協力者の方々が、会社でそういうことを、周囲の方々に打ち明けるとは、全くもって予見が出来ないものだったと思う。</p> <p>■放送自体によっては、人物案件自体が特定されることはないという認識で放送している。情報の流布については非常に予見できないものと考えている。よって、放送局としては、放送上の責任はないものと考えている。</p> <p>■本件番組の取材にあたっては、取材協力者</p>

		のプライバシーと安全保護、取材源の秘匿に配慮したうえで、取材協力者と「取材で知り得た情報の一切は、第三者へ漏洩しないこと」を含む承諾書を取り交わし、取材を行った。
放送前後の対応	<p>■テレビ局に放送前に事実と違うので放送を中止してくれといった。テレビ局は放送中に担当者に言ってといった。</p> <p>■電話をしたけど、何の対応もしてくれなかった。</p> <p>■BPOに相談して、もう一度フジテレビと話してくれといわれたので、電話をかけたが、「すべての問い合わせ、個別の案件にはお答えできません」の繰り返しでした。</p>	<p>■申立人と思われる女性から放送中及び放送後に合わせて4回電話による抗議があったが、いずれも番組スタッフから「個別に取り上げたニュースの具体的な詳細については、プライバシーの保護の観点から、お答えできない」という趣旨の返答をした。</p>
局への要求	<p>■放送がでたらめだったことを全国に謝ってほしい。</p> <p>■ほかの放送局で放送しないでほしい。</p> <p>■会社での誤解を解いてほしい。</p> <p>■名誉を回復してほしい。</p>	<p>■本件番組は、特定の人物や事件について報道するものではなく、ストーカー被害という問題についてあくまでも一例を伝えるという目的で、事実を再構成して伝える番組であり、映像にマスクングを施し、音声を変更し、場所・名前・職業内容などを変更したナレーションやテロップとするなど、第三者に認識されるものではない。従って、本件番組の放送により特定の人物の名誉が毀損された事実はなく、訂正放送等の必要はない。</p>

## VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	内 容
2015年 3月 8日	フジテレビ『ニュースな晚餐会』放送 申立人、放送中にフジテレビに抗議の電話
3月10日	申立人、フジテレビに抗議の電話
3月17日	申立人、フジテレビに抗議の電話
4月 1日	申立人、「申立書」を委員会に提出
4月27日	フジテレビ、「経緯と見解」書面、関連資料、同録DVDを提出
5月19日	第220回委員会 審理入り決定
6月 3日	フジテレビの「答弁書」を受理
6月16日	第221回委員会 審理
6月17日	申立人の「反論書」を受理
7月 3日	フジテレビの「再答弁書」を受理
7月14日	起草委員による論点と質問項目の打合せ
7月21日	第222回委員会 審理
8月18日	第223回委員会 審理
9月15日	第224回委員会 ヒアリング、審理
10月15日	第1回起草委員会
10月20日	第226回委員会 審理
10月22日	フジテレビ、「承諾書」を提出
11月 5日	第2回起草委員会
11月17日	第227回委員会 審理
11月30日	第3回起草委員会
12月15日	第228回委員会 審理
2016年 1月13日	第4回起草委員会
1月19日	第229回委員会 「委員会決定」案を了承
2月15日	「委員会決定」通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]  
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井 眞
委員長代行	奥 武則
委員長代行	市川 正司
委員	紙谷 雅子
委員	城戸真亜子
委員	曾我部真裕
委員	中島 徹
委員	二関 辰郎
委員	林 香里